

## d-8. 役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は、財団法人石炭エネルギーセンター（以下「本財団」という。）寄附行為第21条の規定に基づき、本財団の役員の報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 会務の執行にあたる役員には、報酬を支給する。

2 報酬は俸給、特別手当及び通勤手当とする。

3 前項の報酬のうち、俸給及び特別手当の額（別紙）は、会長がこれを定める。

(俸給等の支給日)

第3条 俸給及び通勤手当（以下「俸給等」という。）の支給日は、毎月20日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とし、特別手当の支給日は理事長が別に定める。

(俸給等の計算)

第4条 新たに役員となった者の就任した月の俸給等、及び役員が退職し、又は死亡した月の俸給等は、日割計算による。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、通勤のための交通機関等を利用する役員に対して支給する。

2 前項の通勤手当の額はセンターが確定した経路にかかる金額とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成9年7月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成14年4月1日から適用する。
- 3 この改正規程は、平成17年4月1日から適用する。
- 4 この改正規程は、平成18年4月1日から適用する。

(別紙)

役員報酬規程第2条第3項に基づき会長が定める俸給及び特別手当の額は、  
下表のとおり。

平成22年4月1日現在

| 報酬の種類 | 金額等(注)                                  |
|-------|---|
| 俸給    | 理事長 月額 1,212,500円<br>専務理事 月額 1,000,000円 |
| 特別手当  | 俸給月額の4ヶ月分(年間)                           |

(注) 但し、上記報酬額は、事情により変更することがある。